

Ⅱ 提出書類

1. 区分Aによる申請者【対象：4年生以上】

提出	提出書類	提出期限
全員	【初回申請時】 ◆（A様式1）大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ＊別途、 <u>日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要</u> です。申請書類は学生課修学支援係窓口にて配布します。	令和2年 10月1日（木）
	【継続時】 ◆（A様式2）大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	

2. 区分Bによる申請者【対象：5年生以上】

提出	提出書類	提出期限
全員 ※区分Bによる前期授業料免除申請者で、 <u>その後、家族状況等に変更がない場合は、様式2のみを提出</u> ください。	◆（様式1-1）授業料免除申請書 ⇒ B(1)、B(2) ※5年生以上で、 <u>区分A（修学支援新制度）と併願申請する場合A様式申請書のみ提出</u> で代えることができます。同様式中の『国立高専機構における授業料免除制度への申請希望を「あり」』で回答ください。	令和2年 10月1日（木）
	◆（様式2）家族状況等申告書	
	◆市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度（平成31（令和元）年分）分 ・合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者，15歳未満，専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は，非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について，無収入申立書による申立てを行う場合は，新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	
該当者のみ	【初回申請時】 ◆「（様式2）家族状況等申告書」により“はい”と回答した項目における“提出書類”	
	【継続時】 ◆「（様式2）家族状況等申告書」により前期申請時に“いいえ”と回答した項目について、後期申請時には“はい”と回答（変更）する項目に関する“提出書類”	

3. 区分Cによる申請者【対象：本科1～3年生、4年生】

提出	提出書類	提出期限
全員 ※区分Cによる前期授業料免除申請者で、その後、家族状況等に変更がない場合は、 <u>様式2のみを提出</u> ください。	申請する区分の様式を提出ください。 ◆(様式1-1) 授業料免除申請書 ⇒ C(1) ◆(様式1-2) 授業料免除申請書(特別措置) ⇒ C(2) ◆(様式1-3) 授業料免除申請書(給付奨学生) ⇒ C(3) ◆(様式2) 家族状況等申告書 ◆市区町村発行の所得証明書 ・令和2年度(平成31(令和元)年分)分 ・合計所得金額, 課税標準額, 市民税・県民税額, 所得控除の内訳を記載したもので, 免除申請者と生計を一同とする世帯の全員分 (就学者, 15歳未満, 専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は, 非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について, 無収入申立書による申立てを行う場合は, 新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	令和2年 10月1日(木)
	◆住民票 (免除申請者と生計を一同とする世帯全員分)の写し	
該当者のみ	◆「(様式2) 家族状況等申告書」により、「はい」と回答した項目における「提出書類」	

各様式について

本校ホームページに掲載しておりますので、必要な様式を各自ダウンロードください。また、担当窓口でも配布いたしますので、配布による受け取りを希望の方は、学生課修学支援係(平日8:30～17:00)までお願いします。

書類提出についての注意事項

- (1) 提出書類はボールペン等(消せるものは不可)で丁寧に記入してください。
- (2) 不備がある場合は受付できません。期限までに全ての書類を不備なく提出できるよう、早めに準備してください。

提出方法

◎学生課窓口へ持参する場合

平日8:30～17:00に提出ください。

◎郵送する場合

封筒の表に「**授業料免除申請書類在中**」と**朱書き**の上、担当係宛に郵送ください。

【提出先・問合せ先】

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
 高知工業高等専門学校 学生課修学支援係
 TEL: 088-864-5626
 E-mail: gakuseikk@jm.kochi-ct.ac.jp